

第8章 計画の推進

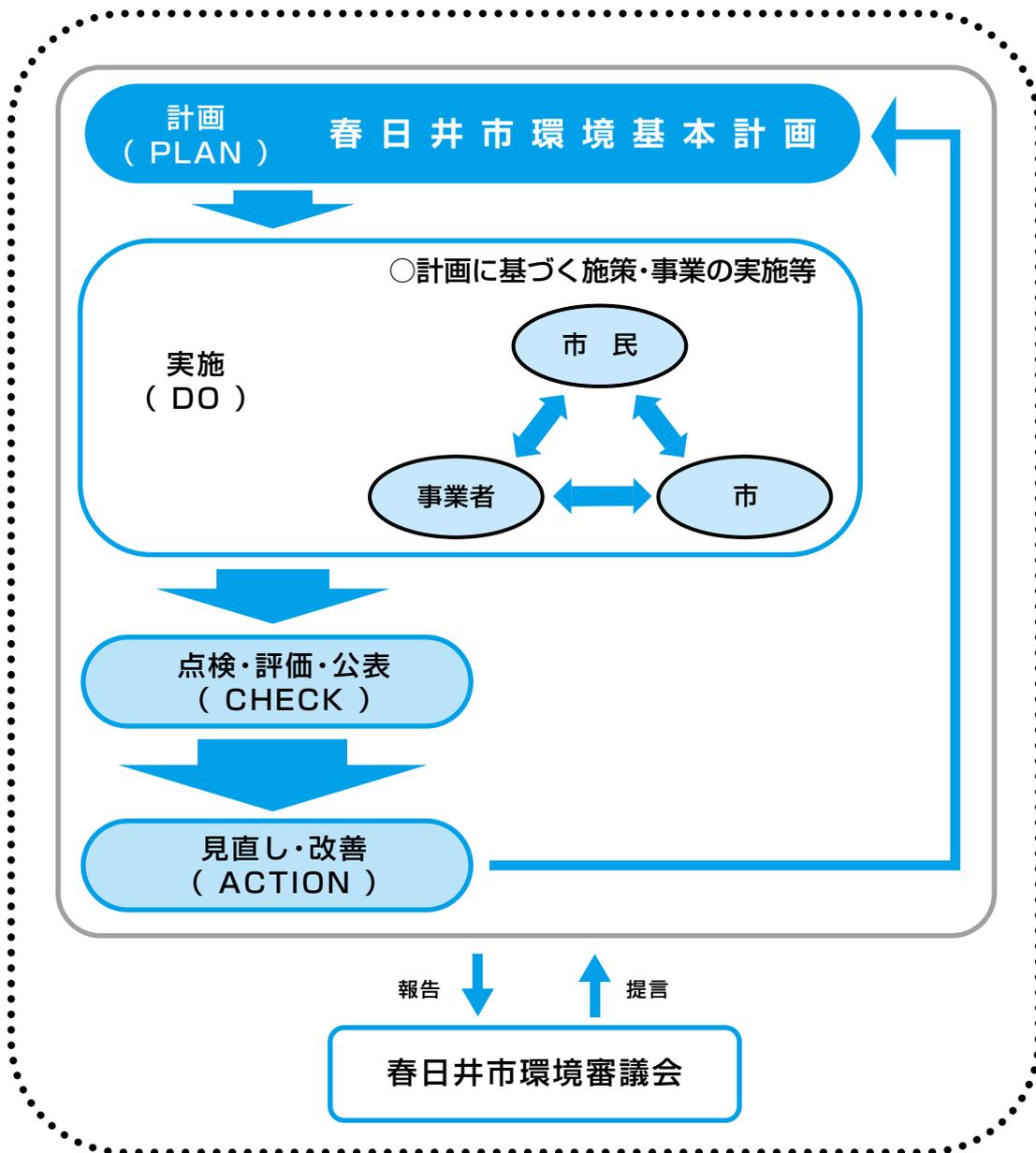
1 推進の仕組み

本計画の環境目標を実現するためには、その達成状況などについて、市民、事業者、市の各主体間で共有していく必要があります。

そのため、本計画の効果的な進行管理を行い、計画を推進していくために、本計画の実施状況を環境審議会へ報告するとともに、市民に公表していきます。

また、各施策の取組みについては、P(計画)、D(実施)、C(点検・評価・公表)、A(見直し・改善)を基本とするマネジメントシステムにより、進行管理を行います。

【推進の仕組み】



2 進行管理項目

計画の進行管理を適切に行うため、環境報告書を毎年度作成します。

- (内容)
- 1 国・県の動向
 - 2 数値目標の達成状況
 - 3 環境に関する施策の取組み実施状況
 - 4 重点的取組みの実施状況

3 連携による推進

本計画の環境目標を実現していくためには、取組みの主体となる市民、事業者、市それぞれが積極的に環境活動を行っていくことが重要です。

「環境まちづくりパートナーシップ会議」を中心に、市民、市民団体、事業者、市などが、幅広く参加、連携して、本計画を推進していきます。

【市民、事業者、市との連携による推進体制】

